

## 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例適用チェック表

このチェック表は、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び添付書類とともに提出してください。

特定の住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合で、一定の要件を満たすときには、譲渡所得の計算上1,500万円までの特別控除額を控除することができます（措法34の2）。

		氏名			
チ ャ ッ ク 項 目 (チェック項目のすべてについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)			該 当	非該当	
①	土地等の譲渡が、次のいずれかに該当しますか。			は い	いいえ
	I	地方公共団体等が行う住宅の建設又は宅地の造成のために買い取られたものですか。			
	II	収用等の事業を行う者にその収用の対償地に充てるために買い取られたものですか。			
	III	特定の民間の宅地造成事業又は住宅建設事業の用に供するために買い取られたものですか。			
	IV	公有地の拡大の推進に関する法律の規定により買い取られたものですか。			
V	その他措法34条の2第2項各号に定める法律の規定により買い取られたものですか。				
②	措法34条の2第2項1号から3号まで、6号から16号まで、19号、22号又は22号の2については、同一事業のために平成27年以前にも土地等を譲渡したことがありますか。			いいえ	は い

- (注) 1 買い取られる土地等の全部又は一部について、交換又は買換え等の特例（措法36の2、36の5、37、37の4、37の7、37の9の5）の適用を受ける場合には1,500万円の特別控除の特例の適用を受けることはできません。
- 2 この特例を受ける場合、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の税率の軽減の特例（措法31の2）の適用を受けることはできません。
- 3 1,500万円の特別控除は、同一年中に特定住宅地造成事業等のために譲渡された資産が2以上ある場合でも、1,500万円が限度となります。

### 【添付書類】

- 特定の住宅地造成事業等のための土地の買取り等証明書などの上記 I から V までの買取りの区分に応じた証明書